



寄与分についての一考察

水戸支部 篠原 寛太

1 はじめに

寄与分とは共同相続人の中に被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした者がいる場合に、この特別の寄与を考慮し、この者に対して特別に与えられる相続財産への持分のことをいう。従来寄与分の主張は相続人以外には認められていなかったが平成30年に特別の寄与の制度が創設され、相続人以外の被相続人の親族にも寄与分の主張が認められることとなった。今回は、この寄与分について考察を行った。

2 概要及び相続税法における取扱い

寄与分に関する規定は、昭和55年の民法改正により相続人間の公平を図るため、法定相続分を算出するために追加された。具体的には寄与分の額を寄与者に確保するために、相続財産から寄与分の額を控除し、民法900条等で規定された法定相続分に「寄与分を加えた額」をもって寄与した者の相続分とすることとして、具体的相続分を算出する。この改正では寄与分を請求できるのが相続人に限定されていたことから相続人以外の寄与、特に相続人の配偶者による被相続人の療養看護等について寄与分が請求できないことの不公平を是正するため、平成30年7月の民法改正（令和元年7月1日施行）により相続人以外の者が特別寄与者として相続人に対し、特別寄与料の請求をすることが認められることとなった。従来の相続人間の実質的な公平を図り法定相続分を修正するとう趣旨とは異なり、遺産に対する清算的な側面を持つ。ただし、請求の主体となる者は被相続人の親族に限定され、請求期間についても相続の開始等を知った日から6か月以内または相続の開始から

1年を経過したときはできないと限定されている。（民法1050条）

また、この特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額で、確定したものは、その者が被相続人から遺贈により財産を取得したものとみなされ、相続税の対象となる。（相続税法第4条第2項）特別寄与料の所在は被相続人の住所の所在により判定される。（相続税法第10条、相続税法基本通達10-7）特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額が当該特別寄与者に係る課税価格に算入される場合においては、当該特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産については、当該相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、当該財産の額から当該特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額となる。（相続税法第13条第4項）ただし、特別寄与者が制限納税義務者に該当する場合において、支払いを受けるべき特別寄与料の額が財産の所在の規定により法施行地外にあるものとされるときは、当該特別寄与料の額は当該特別寄与者に係る相続税の課税価格に算入されないことから、相続人が支払う当該特別寄与料について、債務控除の規定の適用はない。（相続税法基本通達13-8の2）

相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するが、寄与分はその相続分又は包括遺贈の割合の計算から除かれる。（相続税法第55条）

3 寄与の要件

寄与分と認められるためには、次の2つの条件を満たすことが必要とされている。

- ・寄与行為が特別の寄与であること
- ・寄与行為によって被相続人の遺産を維持又は

増加させたこと

(1) 寄与行為が特別の寄与であること

条文上、寄与行為は事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護、その他の方法と分類されており、これらの行為が特別のものと評価される必要がある。ここでいう「特別」とは、被相続人との身分関係において通常必要とされる程度を超える貢献をいう。例えば寄与に対して相応の対価をもらっていたような場合は特別の寄与には含まれず、寄与行為は無償であることが必要である。また、法定される扶養義務の範囲内といえる程度の寄与行為では特別な寄与とは言えない。民法では夫婦間の協力・扶助義務及び親子や兄弟間の扶養義務を規定しており、ここにおいて想定される範囲内の労務の提供等は、遺産分割における寄与としては考慮されない。つまり、法定相続人間の公平が害されるほどの特別性が求められる。

(2) 寄与行為によって被相続人の遺産を維持又は増加させたこと

本制度の効果は法定相続分の変更となるものである以上、その寄与行為が被相続人の積極財産の増加、消極財産の減少、積極財産減少の阻止、消極財産増加の阻止といった財産上の因果関係が認められる必要がある。

4 寄与分の評価

民法では寄与の類型として以下のように規定されている。

- ・「被相続人の事業に関する労務の提供」
- ・「財産上の給付」
- ・「被相続人の療養看護」
- ・「その他の方法」

各寄与行為について寄与としての金額をどのように評価するかをみていく。

(1) 被相続人の事業に関する労務の提供

親である被相続人が営む事業を子である相続人が一緒にその事業を行っていた場合、前記した要

件に照らし合わせると無償による労務の提供又は無償と認められるような低報酬であることが求められる。ただし相続人が全くの無償で従事していることはまれであるので、そのような事情にかんがみ、給付を得ると直ちに無償性が否定されるのではなく、被相続人が第三者を雇用した場合の給与と相続人に対する現実の給付と間に差額がないときに、無償性が否定される。

評価方法は家庭裁判所の寄与分審判においては、残された遺産の何%の寄与があったと判示するものが一般的である。しかし、過去の判例においては家庭裁判所では30%分の寄与分を認定したものの、即時抗告審となる高等裁判所においては15%が相当と変更したものもあり、価格評価については不透明な要素がある。

(2) 財産上の給付

財産上の給付としては、被相続人が経営する事業に対して被相続人に金銭を贈与した場合、あるいは被相続人による購入につきその購入資金として金銭を贈与した場合、被相続人に付帯していた債務を変わって負担したような場合が被相続人に財産上の給付をしたと評価される。

寄与の評価は相続開始時を基準とする。例えば平成20年に金銭による寄与を受け、令和4年に相続が発生した場合には相続開始時までの貨幣価値の変動を考慮する必要があるため消費者物価指数を用いて換算する。

(3) 被相続人の療養看護

療養看護とは、被相続人が事故や病気によって心身が不自由な状態等にある際に、手当をしたり世話をしたりすることである。療養看護が寄与分として認められるためには、療養看護行為が特別なものとして、相当な対価をもらうことなく行われたことで、本来支出されるものが支出されなかったことにより遺産が維持されたという事情が必要となる。具体的には次のような性質を帯びているかが考慮される。

①療養看護の必要性の有無

療養看護が必要であったのかどうかの判断は、要介護2以上の介護認定を受けていた場合は療養

看護の必要性があると認められやすい。要介護2とは排泄、入浴、着替などの一部又は全部に介護が必要な状態で、着替え等に見守りが必要な程度である。

②継続性、専従性

療養介護の期間が1年以上であれば特別性は認められるが、2～3日、1週間程度では親族間の義務の範囲内として特別性は認められない。ただ、1年未満であっても遠方で暮らす親のために介護休暇を取得して、休暇期間中同居して療養看護に当たっていた場合は特別性が認められる余地がある。

また、療養看護が片手間のものではなく、付きっきりで行う程度のものであることが必要と解されている。

(4) その他の方法

その他の寄与行為の類型としては①扶養型と②財産管理型がある。

①扶養型

被相続人に対して相続人が仕送りを行っていた場合、この行為が特別な寄与行為と認められるためには、扶養の必要性はあったか、親族間の扶養義務を超えるものであるか、何らかの対価を得ていないか、無償性はあるか、継続性はあるかが問われる。この場合は被相続人の経済的能力や他の相続人との関係も考慮要素となる。例えば被相続人は自身の十分な資産、年金収入があったものの相続人である子が月々の仕送りをしていた場合、それが相続開始までの10年間に及んだとしても扶養義務を超えて遺産を維持又は増加させたと評価するのは困難である。ただ、被相続人が当該仕送り金を費消せずそのまま貯金していれば遺産の増加として特別な寄与行為として評価される蓋然性が高いといえる。また、扶養行為による寄与の態様としては、視力のない被相続人を引き取り、同居し、生活の面倒をみていたといったものがある。この場合は扶養の必要性はあるが親子間の扶養義務の範囲ともいえるため、因果関係が認められるかどうか問われる。

②財産管理型

財産管理型は被相続人の財産を管理することに

よってその財産の維持形成に寄与したというものである。例えば被相続人が有した賃貸マンションの管理を行っていた場合、上場株式の売買を被相続人に代理して行っていた場合である。この場合は、財産管理の必要性、特別の貢献、無償性、継続性が求められる。賃貸マンションの管理の場合、管理業務としてすべきことを相続人だけが無償で行っていたという場合、管理会社に依頼していた場合との比較により、その分の委託料相当額が遺産の維持に結びついているといえる。上場株式の売買については、財産管理の必要性としては被相続人が高齢となり、売買の判断を人に委ねたいという状況であった場合などが考えられる。当該相続人がその知見に基づき、上場株式の売買を繰り返した結果、上場株式の含み益が増加した場合は特別の寄与行為として評価されることになりえる。ただし、寄与の額については含み益が増加した要因のうちには経済的状況の影響があることも考えられるため、含み益の増加額の全額を寄与の額とするのは因果関係の点で困難である。

5 寄与の主体・時期

民法904条の2では「共同相続人中に」「特別の寄与をした者あるときは」「その者の相続分」とするということから、寄与行為の主体は相続人が予定されている。しかし、寄与行為のうち、療養介護や事業への労務提供については、親である被相続人の子である相続人のみならず、その相続人の配偶者や孫も関与していることも少なくない。従来はこのような者は寄与分が認められていなかったが、前述した平成30年の改正により被相続人の親族には、相続人らに対する特別寄与料の請求権が認められることとなった。

また、相続人以外の第三者の寄与行為が相続人の行為と評価しえるような事情、無関係とはいえない事情があれば厳密には相続人の寄与行為とはいえないものであっても、相続人による寄与行為と評価され、相続人の具体的相続分の算定において寄与分として評価されることとなる。つまり、相続人と当該第三者が相続人の履行補助者として評価されるような者である場合、その者の行為は相続人の行為と評価され、寄与行為も相続人の行為と評価される。例えば老親である被相続人が

認知症になっていた場合で、子である相続人は仕事が忙しく世話ができなかったため、夫婦間の協議によって妻が被相続人の介護等をしていたといったような場合は、この妻の行為は夫である相続人の行為と評価され得る場合がある。第三者の行為を相続人の寄与行為と評価し得るか否かは、その第三者の行為の経緯、動機の事情による。

また、代襲相続が発生した場合に被相続人である祖父の遺産に関して、父が特別の寄与行為となる祖父が営んでいた事業への無償による労務の提供をしていた事情はあるものの父が祖父よりも先に死亡した場合に、代襲相続人となる孫が自分の相続分において、自身の行為ではない父の行為について寄与分を主張できるのかどうかという問題がある。この点、代襲相続人であっても相続人は民法896条により「被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」とされており、その法的な地位も承継するとされている。

寄与分として認められるのは相続開始時までの行為である。相続開始後の遺産に関する行為は相続人間における共有財産の管理の問題として処理されることとなる。なお、相続開始後、遺産分割協議が長引いている間に遺産である賃貸物件の管理について、その修繕を誰が負担するのか、保証金は責任をもって返還できるのか、賃料を誰が収受するのかといったことで管理に混乱をきたした場合には家庭裁判所に対して、遺産分割協議が成立するまでの間、遺産を管理する者として遺産管理人選任の申し立てを行う方法がある。この場合裁判所が遺産管理人を選任し、遺産管理人の責任で遺産管理がなされることとなるが、このようなケースでは相続人間の紛争が熾烈である場合が多いため、遺産管理人には弁護士が選定される。

6 寄与分をめぐる事例（被相続人が経営する簡易郵便局の事業に従事したこと等を理由とする寄与分の申し立てを却下した事例 事件番号：平成27年（ラ）第6号）

■当事者及び遺産の概要

被相続人：A（平成23年死亡）

相続人及び法定相続分：X（子）、Y¹（子）、Y²（子）

遺産の額：1億0669万円3635円

遺産の構成：不動産、預貯金、現金、出資金等

■当事者（Y¹）の主張

・家族従事による寄与分

Y¹はAの求めに応じて平成元年からAが経営する簡易郵便局に勤務し、その業務のほとんどをY¹夫婦が行った。Aが郵便局を引退する平成18年までの間、Y¹夫婦の給与は月額25万円から35万円であった。Y¹夫婦が受領した平成18年の給与285万円は、平成18年賃金センサス給与の半分にも満たない。

・金銭出資による寄与分

Y¹は平成18年から平成23年までのAに対して専従者給与として合計795万円9000円支払ったが、Aの勤務実態はなく、Aの資産形成に資するものであるから、Y¹の寄与分算定の根拠となる。

・療養看護による寄与分

Aはがんのため平成21年に膀胱と前立腺の全部摘出手術を行い、その後Aが死亡するまでの間、Y¹が中心となってストーマ用器具の交換や入浴解除等の術後のケアに追われた。

■事実経過

・昭和45年

A、簡易郵便局を開設。X（子・抗告人）が同郵便局の業務を手伝い、Y¹及びY²は別会社勤務。

・平成元年から平成18年頃

Y¹、Aの指示により、勤務先を辞めて同郵便局で、妻と共に働くようになる。Y¹夫婦はAと同居し、家賃や食費はAが支出。同郵便局の業務主体は、平成18年までAであった。Y¹夫婦の給与は月額25万円から35万円。

・平成18年

Y¹、Aより同郵便局の事業を継承。

・平成23年

A死亡。

■原審の判断

（1）家族従事者による寄与分について

Y¹はAの指示で勤めていた会社を退職し、平成元年からAの経営する簡易郵便局での勤務を開始し、Aの事業に労務を提供し、その後少なくとも平成11年頃からはY¹が同郵便局の事業を事実上取り仕切る立場にあった。平成23年の同郵便局の売上金額が994万円余りであること、その際の給

与を除く経費の額が274万円余りであること、Y¹夫婦がAから受領していた給与の額（平成18年は年間285万円）、Y¹夫が郵便事業に参与していた期間（約17年間）等に鑑みれば、Y¹夫婦がAの財産の維持に特別の寄与をしたとみるべきであり、その寄与分は相続時における遺産相続（1億0366万0724円）の約3割、金額にして3100万円と認めるのが相当である。

（2）療養看護による寄与分について

上記寄与分に更に上乗せできるほどにAの財産の増加や維持に寄与したとまで認めることのできる事情があるとはいえない。

■裁判所の判断

（1）家業従事による寄与分について

平成18年までの上記郵便局の業務主体はAであったこと、給与水準は従事する事業の内容、企業の形態、規模、労働者の経験、地位等の諸条件によって異なるから、賃金センサスによる大卒46歳時の年収の平均額に充たなかったとしても、Y¹夫婦の収入が低額であったとはいえず、むしろ月25万円から35万円という相応の収入を得ていたことが認められたこと、更にY¹夫婦は被相続人と同居し、家賃や食費はAが支出していたことをも考慮すると、Y¹は上記郵便局の事業に従事したことにより相応の給与を得ていたというべきであり、Y¹の郵便局事業への従事がAの財産の維持又は増加について特別の寄与をしたとは認められない。

（2）金銭出資による寄与分について

Y¹の所得税の申告書、Aに関する平成19年分から平成23年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によれば、Y¹が上記郵便局の事業を引き継いだ平成18年から被相続人が死亡するまでの間、税務上はAに専従者給与が支給されたという処理がされていたが、Aが使用していた預貯金通帳の取引履歴には、Aの給与等が振り込まれた記録がなく、そのほかにも上記期間、Aに専従者給与が現実に支給されたことを認めることができる確な資料はない。

（3）療養看護による寄与分について

ストーマ用装具交換の図によると、ストーマ用装具はAがひとりで交換ができたと考えられることや、そのほかの資料を総合しても、Y¹のAに対

する療養看護についてAの財産の維持又は増加に特別の寄与があったと認めることはできない。

7 終わりに

特別の寄与として認められるためには自らの生活をほぼ犠牲にするほどの貢献が必要であることが明らかとなった。高齢化社会となった現代においては、要介護の被相続人を介護し続けた相続人や相続人の配偶者において、寄与分が評価されるべきという考え方があるが、療養看護においては介護保険制度の充実もあり、寄与の特別性が認められにくく、さらには、財産の形成・維持との因果関係も認められにくい。また、被相続人の労務に従事する場合でも寄与分が認められる程度の給与収入では被相続人の事業を承継しようとする相続人も現れないであろう。平成30年法改正によって対象となる範囲が広まったのは評価できることではあるが、特別の寄与の認定及び寄与分の算定には困難が伴うことが多く寄与制度が形骸化しないことが望まれる。

（参考文献）

- ・松井淑子「特別受益・寄与分と遺言の実務対応」
- ・近藤ルミ子、小島妙子「裁判例・審判例からみた特別受益・寄与分」
- ・潮見佳男「詳解 相続法」
- ・(株)判決タイムズ社「判例タイムズ1423号」

